

キャラクター及びロゴマーク等の使用に係る  
基準と手続きについて

春日井商工会議所  
春日井市鳥居松町5-45  
TEL (0568) 81-4141  
FAX (0568) 81-3123

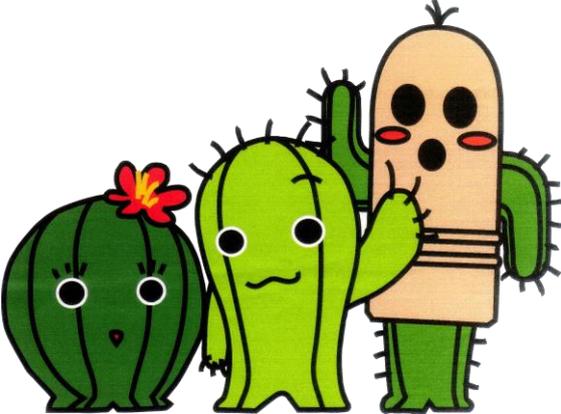
はじめに…

春日井サボテンイメージキャラクターのデザインや愛称、ロゴマーク（以下「キャラクター・ロゴ等」という）は、春日井の地域資源である“サボテン”の認知を高め、「春日井サボテン」のブランド構築を図るために様々な場面で活躍しています。キャラクター・ロゴ等の使用は独占的使用権を有する春日井商工会議所が認めたものに限り企業・団体等での使用を認めます。

キャラクター・ロゴ等を使用する場合は、事前に必ず使用申請をし、承認を得てください。承認が得られないまま使用した場合、ただちに使用を中止していただきます。尚、使用を中止した場合に発生する損害および費用について、春日井商工会議所は負担しません。

つきましては、キャラクター・ロゴ等を正しく使用していただくため、使用基準および手続きについてまとめましたので、趣旨をご理解いただき、「春日井サボテン」ブランド構築にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 キャラクター・ロゴ等（キャラクターデザイン及び愛称・ロゴマーク）の種類について

キャラクターデザイン及び愛称	ロゴマーク
 <p data-bbox="279 1500 790 1579">春代 日丸 井之介</p>	 <p data-bbox="1101 1209 1173 1646">春日井サボテン</p>

## 1 使用承認の基準について

キャラクター・ロゴ等の使用に係る申請については、春日井商工会議所内に審査委員会を設置し、公平性と事業趣旨との整合性等を審査します。審査にあたっての無償および有償の基準は以下の通りとします。

### (1) 無償の場合

- 1) 国、地方自治体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合
- 2) 新聞、雑誌、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- 3) 企業活動に使用する場合（同時に春日井市のPRに寄与すると認められる場合）
- 4) 景品等に使用する場合（同時に春日井市のPRに寄与すると認められる場合）
- 5) 広告等に使用する場合（同時に春日井市のPRに寄与すると認められる場合）
- 6) その他無償とすることが適切であると春日井商工会議所が認める場合

### (2) 有償の場合

- 1) 商品及びパッケージに使用し、それによって申請者が収益を得る場合
- 2) サービス等の提供によって申請者が収益を得る場合
- 3) 企業活動に使用する場合
- 4) 景品等に使用する場合
- 5) 広告等に使用する場合
- 6) その他有償とすることが適切であると春日井商工会議所が認める場合

### (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は承認しません

- 1) 春日井商工会議所の会員事業所でない事業所が使用する場合
- 2) 使用目的が明確でない場合
- 3) 特定の政治、思想、宗教等の売名に利用される虞がある場合
- 4) 不当な利益をあげるために利用される虞がある場合
- 5) 商品の販売ルートや景品・広告等の頒布先が明らかでない場合
- 6) 法令や公序良俗に反する虞がある場合
- 7) 申請者が良好な事業実施能力があると認められない場合
- 8) その他、春日井商工会議所が不適切と認める場合

## 2 無償使用の承認手続きについて

以下の手順に従ってキャラクター・ロゴ等の使用承認手続きを行ないます。尚、申請に要した費用等について、春日井商工会議所は負担しません。また、提出を受けた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

### (1) 申請および承認の手順

#### 1) 申請書類を春日井商工会議所に提出

「キャラクター・ロゴ等無償使用申請書」

※必要事項を書ききれない場合は、別途申請内容がわかる資料を添付し

てください。

※使用媒体が複数ある場合は、媒体毎に申請書を提出してください。

## 2) 使用承認審査（無償使用）

春日井商工会議所にて受け付けた上記申請を、春日井商工会議所内に設置する「サボテンキャラクター・ロゴ等使用承認審査委員会」（以下「審査委員会」という）にて審査いたします。

※申請受付後、10日を目安に審査結果を通知します。

## 3) デザインの交付

使用承認審査で承認された企業・団体等には、デザインを交付します。

## 4) 完成見本の提出

キャラクター・ロゴ等を使用した媒体の完成見本あるいは完成品の写真を春日井商工会議所に提出してください。

## (2) 使用内容変更について

以下の場合に変更申請が必要になります。

◆使用期間の変更

◆デザイン等の変更

※その他の変更については、新たに「キャラクター・ロゴ等無償使用申請書」による申請が必要です。

### 1) 変更申請書類を春日井商工会議所に提出

「キャラクター・ロゴ等無償使用変更申請書」と、デザイン変更の場合は変更デザインを提出して下さい。

### 2) 変更内容確認（無償使用）

使用変更内容を確認します。

※デザインの修正を求められた場合は、修正後のデザイン案を再度提出してください。

※申請受付後、10日を目安に審査結果を通知します。

### 3) 「キャラクター・ロゴ等無償使用変更承認書」の交付

変更内容が適切であると認められた場合、「キャラクター・ロゴ等無償使用変更承認書」を交付します。

### 4) 完成見本等を提出

キャラクター・ロゴ等を変更使用した媒体の完成見本あるいは完成品の写真を春日井商工会議所に提出してください。

### 3 有償使用の承認手続きについて

「有償の場合」に該当する場合、以下の手順に従ってキャラクター・ロゴ等の使用承認手続きを行います。尚、申請に要した費用およびデザイン・試作品・完成品制作・品質検査等に要する費用について、春日井商工会議所は負担しません。また、提出を受けた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

#### (1) 申請および承認の手順

##### 1) 申請書類を春日井商工会議所に提出

###### ①「キャラクター・ロゴ等有償使用申請書」

※必要事項を書ききれない場合は、別途申請内容がわかる資料を添付してください。

###### ②キャラクター・ロゴ等の使用形態及び企画内容が分かるもの

###### ③商品一覧表（商品の場合）

##### 2) 使用承認審査（有償使用）

春日井商工会議所にて受け付けた上記申請を、春日井商工会議所内に設置する「サボテンキャラクター・ロゴ等使用承認審査委員会」（以下「審査委員会」という）にて審査いたします。

※申請受付後、10日を目安に審査結果を通知します。

##### 3) デザインの交付

使用承認審査で承認された企業・団体等には、デザインを交付します。

##### 4) 試作品・完成見本の提出

キャラクター・ロゴ等を使用した媒体の試作品または完成品あるいは写真を春日井商工会議所に提出してください。

##### 5) 「キャラクター・ロゴ等に関する契約書」の締結

「キャラクター・ロゴ等に関する契約書」（以下「契約書」という）の締結をもって、当該企業・団体等は正式にサプライセラーとして認定されるものとします。

##### 6) 契約使用料の支払い

「契約書」に記載する使用料等を締結後2週間以内に指定口座にお振込ください。

## (2) 使用内容変更について

デザインおよび価格等の変更の場合は変更申請が必要になります。

※その他の変更については、新たに「キャラクター・ロゴ等有償使用申請書」による申請が必要です。

### 1) 変更申請書類を春日井商工会議所に提出

「キャラクター・ロゴ等有償使用変更申請書」と、変更デザインを提出して下さい。

### 2) 変更内容確認（有償使用）

使用変更内容を確認します。

※デザインの修正を求められた場合は、修正後のデザイン案を再度提出してください。

※申請受付後、10日を目安に審査結果を通知します。

### 3) 「キャラクター・ロゴ等有償使用変更承認書」の交付

変更内容が適切であると認められた場合、「キャラクター・ロゴ等有償使用変更承認書」を交付します。

### 4) 完成見本等を提出

キャラクター・ロゴ等を変更使用した媒体の試作品または完成品あるいは写真を春日井商工会議所に提出してください。

## (3) 使用期間および使用料について

「春日井サボテン」ブランド構築事業を円滑且つ総括的な運営を展開するための「事業協力金」として有償使用に対し、下記により使用料を徴収させていただきます。

### 1) 使用料等の金額

	契約料（1申請につき）	1,000円
使用料 (申請毎)	1年目	0円
	2年目～3年目	30,000円
	4年目～6年目	50,000円
	7年目～9年目	70,000円
	10年目以降	100,000円

※ 使用料は継続年数によって異なります。

※ 1申請について、契約料+使用料をご負担いただきます。

### 2) 使用期間

使用期間は、「契約書」締結日より1年間とします。その後、申請者からの使用中止の申出あるいは春日井商工会議所からの使用許可の取消が無い場合は自動継続とします。

### 3) 使用料の納付

「契約書」締結後、春日井商工会議所より納付書を発行しますので、銀行振込み若しくは現金にてお支払ください。